二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西上小路川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県岩国市多田字根入道五八〇番地内四等三角点多田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五四度五八分〇二秒　六六三・〇四九メートルの地点　一号
標柱一号から三一一度四九分二七秒　四九・二〇八メートルの地点　二号
標柱二号から四四度二一分四〇秒　七四・二七六メートルの地点　三号
標柱三号から九九度一八分二六秒　四〇・〇〇四メートルの地点　四号
標柱四号から一五三度三一分三二秒　六二・六〇一メートルの地点　五号
標柱五号から二三三度〇六分四五秒　五五・六二五メートルの地点　六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新町奥谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線（標柱五号と六号については、平成二十二年国土交通省告示第二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字上右田
字堂ノ本　一六八八番一　一号
一六八五番四　三号
一六八五番一　四号
三五九番四　五号
三五九番一　六号
一六八五番二　七号
一六八六番一　八号
字堂ノ下　二四〇番一　二号
二三九番九　九号

○国土交通省告示第九百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浦郷寺畑川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県五島市奈留町浦
字小池　一七二九番　一号
一七三五番二　七号から九号まで
一七三四番地先水路敷　六号
一七三七番二　十号
字寺畑　一七二〇番　二号
一七〇六番第一　三号から五号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
瀬ノ浦川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第千百四十四号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
長崎県対馬市上対馬町網代
字瀬ノ浦　五三九番　一号
五三三番ニ　二号
五三四番　三号
五一八・五一九番合併　四号及び九号
五二二番　五号から八号まで
五三七番　十号
五三一番一　十一号
五四二番第三　十二号
五四〇番　十三号

○国土交通省告示第九百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下の谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県宮崎市高岡町高浜
字小畑　一七四六番一　一号
一七五九番一　二号から四号まで
一七六〇番一地先河川敷　五号及び六号
一七四八番　七号
一七四二番一　八号
一七四〇番四　九号
一七三八番三　十号
一七三八番三地先河川敷　十一号及び十二号
一七三三番四地先河川敷　十三号から十五号まで
一七三三番四　十六号から十八号まで
一七三二番三　十九号
一七三九番一　二十号
一七四〇番一　二十一号及び二十二号
一七四二番二　二十三号及び二十四号
一七四四番　二十五号から二十九号まで
一七四八番　三十号から三十四号まで

○国土交通省告示第九百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
再度谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十三年内務省告示第四百六十四号で指定した土地の区域及び昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市中央区神戸港地方
字口壱里山　一番一　一号から三十七号まで

○国土交通省告示第九百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ウルシ谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県吾川郡いの町大森
字タケノナロ　九八番一　九八番五
二四一番　一号から六号まで及び九号から十一号まで
二四〇番一　七号及び八号
九九番四　十二号及び十三号
九四番一　十四号から十七号まで
九四番三地先水路敷　十八号
十九号及び二十号
二十一号から二十三号まで

○国土交通省告示第九百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏